

国士舘大学審査学位論文

「博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」

「高齢者の犯罪行動説明理論の構築について

ーグレイの BIS/BAS 強化感受性理論からの検討ー」

江崎 徹治

氏 名 江崎 徹治  
学位の種類 博士（法学）  
報告番号 甲第59号  
学位授与年月日 令和2年9月15日  
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当  
学位論文題目 高齢者の犯罪行動説明理論の構築について  
－ グレイの BIS/BAS 強化感受性理論からの検討 －  
論文審査委員 (主査) 教授 辰野 文理  
(副査) 教授 藤本 哲也（中央大学名誉教授）  
(副査) 教授 永房 典之（淑徳大学教授）

### 博士論文の要旨

題 目 高齢者の犯罪行動説明理論の構築について  
－ グレイの BIS/BAS 強化感受性理論からの検討 －

氏 名 江崎 徹治

高齢者の犯罪行動説明理論の構築について  
— グレイの BIS/BAS 強感受性理論を適用して —

要旨

我が国では高齢者等の再犯防止が喫緊の課題とされているが、犯罪行動が説明可能であれば、犯罪からの離脱も同じ理論的枠組みで説明可能でなければならないはずである。犯罪はその行為時点の問題であるが、犯罪からの離脱とは「犯罪を行わない状態を維持すること」(Maruna, 2001 = 津富ら, 2011) と定義されることから、犯罪行動についても、犯罪のきっかけではなく、犯罪が習慣化すること (Wiskström & Sampson, 2006 = 松浦, 2013) を問題として考えるべきなのではないだろうか。これまで、犯罪の原因を究明するための理論統合の主張や試みはなされてきたが、離脱にまで言及することはなかった。本研究には、ゴットフレッドソンとハーシ (Gottfredson & Hirsch, 1990 = 大淵, 2017) のセルフコントロール理論及びグレイ (Gray, 1972, 1981) の行動抑制システム (BIS) と行動賦活システム (BAS) の強化感受性理論を援用した。そして、一般高齢者 (n = 83) と更生保護施設在会高齢者 (n = 108) を対象に、カーバーとホワイト (Caver & White, 1994) が開発し、高橋ら (2007) が邦訳した BIS/BAS 感受性尺度日本語短縮版及びタンネイラ

(Tangney et al., 2004) が開発し、尾崎ら (2016) が邦訳したセルフコントロール尺度短縮版日本語版を施行した。セルフコントロール尺度得点平均を従属変数、BIS/BAS 得点平均の高低と小学生時代の養育者や生育状況を独立変数とする分散分析を行った。その結果、BIS/BAS という生得的な脳の感受性が高齢者の犯罪行動に関与していることが少なからず証明できた。したがって、ゴットフレッドソンとハーシ (Gottfredson & Hirschi, 1990 = 大淵, 2018) が主張する自己統制の個人差とは、「罰からの回避」と「報酬への接近性」の感受性の差に関係していると見ることができる。そして、ガザニガ (Gazzaniga, 2011 = 藤井, 2014) は、我々が下す決断はすべて「接近」か「回避」かの選択に基づいており、道徳的判断も例外ではないという主張やルドゥ (LeDoux, 2002 = 森・谷垣, 2004) が心理療法自体も学習経験であり、シナプスの変化が関係しているとする主張がある。これを考慮すれば、万引きを習慣化させた高齢者に対しても、行動を変化させることができる可能性が見いだされたことになり、今後の更生保護にとって有益な情報として提供できるものと考えらる。

氏 名 江崎 徹治  
学位の種類 博士（法学）  
報告番号 甲第59号  
学位授与年月日 令和2年9月15日  
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当  
学位論文題目 高齢者の犯罪行動説明理論の構築について  
－ グレイの BIS/BAS 強化感受性理論からの検討 －  
論文審査委員 （主査）教授 辰野 文理  
（副査）教授 藤本 哲也（中央大学名誉教授）  
（副査）教授 永房 典之（淑徳大学教授）

### 博士論文審査結果の要旨

題 目 高齢者の犯罪行動説明理論の構築について  
－ グレイの BIS/BAS 強化感受性理論からの検討 －

氏 名 江崎 徹治

## 学位論文の審査結果の要旨

法学研究科法学専攻（犯罪学研究） 学籍番号 15-DF001 氏名 江崎 徹治

### I 本論文の概要

本論文は、再犯防止や犯罪からの立直りの観点から、万引きなど軽微な犯罪を繰り返す高齢者の犯罪行動を説明する理論の構築を目的して執筆された。我が国では再犯防止が喫緊の課題とされ、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、更生保護法、再犯の防止等の推進に関する法律などが相次いで成立した。そして、刑事施設における性犯罪者の認知行動療法、精神障害や高齢など自立困難者の特別調整による地域生活定着支援センターへの収容、更生保護施設の充実など犯罪者の社会復帰に向けた取り組みが行われている。しかし、平成20年版犯罪白書において「高齢者犯罪の研究は、このような健全な高齢社会の実現のため必要不可欠な社会科学的作業と評することができるものであると考えている。」、「原因の徹底的な解明なくして、有効な対策を立てることなどできるはずがない。」と述べられているものの、これらの施策の有効性に対する科学的根拠が示されていない。とくに、万引きなど軽微な犯罪を繰り返す高齢者の犯罪原因を説明するような心理学的、脳科学的な研究はほとんどない。

そこで、本研究では、第1に、高齢者の犯罪行動のみではなく、非犯罪行動や犯罪からの立直りについても同一の理論で説明可能な統一理論の構築を目指した。そのため、「犯罪」の定義を、何らのスキルも必要としない自己利益を追求する行為、あるいは道徳規範を破る行為と単純に捉えるべきであるとした。そして、研究すべきは、犯罪行動に限らず、ある状況において目の誘惑あるいは欲求不満に反応し規範を破りやすい「犯罪性向」であると考えた。さらに、犯罪性向は低いセルフコントロールに起因している。セルフコントロールは、不安や恐怖、欲求不満などからの回避及び報酬や目標などへの接近という生得的な感受性（BIS/BAS）と人生の比較的初期の経験との相互作用に影響を受けるという仮説をたてた。第2に、仮説を証明するため、更生保護施設に在会中の高齢者を調査対象とし、社会経済的地位は決して高いとはいえないが犯罪行為をせず清掃員として就労している高齢者を統制群としてアンケート調査を実施した。収集したデータ（合計191名、一般83名、施設108名）を分析した結果、高齢者の犯罪行動は、心理尺度や人生経験という単一の要因では説明できないが、生得的な感受

性である BIS/BAS と小学生のころの養育者、生活状況や学歴、離婚歴、喫煙経験などの経験の相互作用によって形成される低いセルフコントロールによって説明できる可能性が認められた。

## II 各章の概要

第1章では、本論文の導入として、高齢者の犯罪行動をめぐる現状と再犯防止のための犯罪原因研究の問題点を検討した。我が国では、高齢者率の増加のみでは、検挙者数や各司法段階での高齢者人員の増加率を説明できず、高い再犯率や再犯期間の短さなど我が国における再犯を巡る問題解決の観点からも高齢者の犯罪原因の究明が喫緊の課題であることを確認した。そこで、まず、高齢者の特性を老年学、心理学、社会学の視点から概観した。さらに、我が国における高齢者の犯罪行動全般に関する先行研究、高齢者の万引きに関する国内外の先行研究を比較検討するとともに、これまでの犯罪の定義や研究の視点に異議を唱えてきた研究者の主張を概観した。最後に、我が国における再犯防止対策の今日的経緯、犯罪者の処遇及び犯罪からの離脱・立直りに関する研究を概観した。結論として、平成20年版の犯罪白書の「高齢者犯罪の原因究明は、健全な高齢社会の実現ため必要不可欠な社会科学的作業と評することができる。」という主張に応えるには、本章で挙げた問題点を基に犯罪行動の原因に関する先行研究を学問横断的に俯瞰し、高齢者の犯罪行動の説明に応用できる研究方法について検討する必要があるとした。

第2章では、学問領域を横断して犯罪行動に係わる先行研究を俯瞰し、高齢者の犯罪行動を説明するための統合理論を検討した。まず、デシタンスの視点から原因論の分類を行った先行研究の手法を参考に、犯罪理論を「犯罪の発生や増幅に関する研究」、「個人の犯罪性向の形成時期に関する研究」及び「個人の犯罪性向の継続変化に関する研究」に分類して概観した。「犯罪の発生や増幅に関する研究」として、社会構造論（人間生態学、アノミー論、緊張理論、副次文化論など）、社会過程論（葛藤理論、異質的接触理論、社会的学習理論、ラベリング論など）を上げた。また、「個人の犯罪性向の形成時期に関する研究」として、生物社会学（古典的研究、双生児・養子研究）、心理学（精神分析、パーソナリティ、心理学的学習理論）というオーソドックスな分類に加え、独自の観点から、行動学習に関する脳神経科学の視点による研究及び個人特性に関する心理学と脳神経科学の融合による気質研究を上げ、セルフコントロール理論につなげた。さらに、「個人の犯罪性向の継続変化に関する研究」として、ライフ・コース理論、非行・

犯罪からの離脱に関するナラティブ研究を上げた。結論として、「不安や恐怖、欲求不満からの回避」と「報酬や目標への接近」の感受性をもたらす生得的な BIS/BAS が児童期からの人生経験と相まって、セルフコントロールの形成に影響を及ぼす。そして、低セルフコントロールの者が生活困窮などという環境に陥ると、一時的な誘惑に勝てず自己利益を追求する犯罪行動を起こす。ただし、この場合であっても、更生保護など偶然の出会いによる人間的触れ合いの経験（ソーシャルサポート）による逆の学習によって意識的に行動を変容させ、立ち直れるのではないかという仮説に基づく理論を構築した。

第3章では、仮説を証明するためのアンケート調査を行い、結果を分析した。調査対象者を更生保護施設に在会している高齢者、統制群を社会経済的地位は決して高いとはいえないが犯罪行動をせず清掃員として働く高齢者とした。調査は、事前の連絡により高齢者が在会しており協力を承諾してくれた全国 20 か所の更生保護施設及び関東地方 5 か所の清掃事業者を直接訪問して責任者に面会し、趣旨、プライバシー保護、回答要領等を説明した。アンケートは、回答者個々が自記の上、後日、指導教官研究室宛に返送とした。アンケートの内容は、小学生のころの養育者・生活状況・しつけを含むフェイスシート（18項目）と BIS/BAS 尺度（20項目）、セルフコントロール尺度（13項目）、発達課題尺度（80項目）、ソーシャルサポート尺度（8項目）、万引き経験と時期、万引きしたときの情况等で構成されている。

分析は、返送された内容に不備のない 191 名（一般 83 名、施設 108 名）のアンケートをもとに行った。まず、BIS/BAS、セルフコントロール、発達課題の各尺度について、信頼性分析の結果、セルフコントロール、発達課題は、先行研究と遜色なかった。ただし、BIS/BAS は、予備調査では問題なかったが、本調査では共分散構造方程式の不適解を避けるため、BAS 下位尺度である BAS\_F の構成要素の残差同士を一部相関させる必要が生じた。個々の BIS 及び BAS の下位尺度の  $\alpha$  係数は概ね良好であったことから BAS の下位尺度に係る部分は参考とすることで分析を進めたが、仮説の根幹をなす尺度だけに残念である。尺度開発に係る先行研究は大学生を被験者としており、また、高齢者のみを対象とした先行研究がないため、原因について深い考察がなされていないが、今後の研究に期待したい。

分析としては、1) 一般高齢者と施設高齢者の各尺度平均点の t 検定を行った。その結果、いずれも有意な差が認められず、単一の尺度では説明できないことが確認された。2) セルフコントロール尺度平均点を従属変数、BIS/BAS 尺度平均点（高群・低群）、フェイスシート項目、一般・施設の別を独立変数とした多元配置

の分散分析を行った。その結果、BISは、小学生のころの生活状況、離婚歴、喫煙嗜好との交互作用、BASは、小学生のころの養育者、学業、喫煙嗜好との交互作用が認められた。3) 発達課題とセルフコントロールの相関は極めて高いなど、仮説を裏付ける結果が得られた。

第4章では、総合的な考察が行われた。まず、BIS/BASと人生経験の相互作用に基づく低いセルフコントロールが高齢者の犯罪行動に関係しているという仮説を証明することができたとしている。一方、本研究の限界として、脳科学における責任の所在及び人権と生命倫の2点を挙げた。脳科学における責任の所在では、最近のアメリカ連邦最高裁における少年裁判を例にあげ、脳科学の専門家は、1) 正常かどうかの判断は、脳スキャン画像のみでは困難で、法廷に証拠として持ち込むのは時期尚早と主張している。2) 人間の本质は常に一定だが、いざ社会という場に出てみると、そこでの行動は変化すること及び無意識の意図にもブレーキをかけることは可能であり、責任ある動作主になれるかどうかの分かれ道はそこにあると主張していることを紹介した。その上で、刑罰にどのように科学技術を用いるのかについて、人類の英知を集約しなければならない時代がやってくると主張した。

次に、今後の課題としては、高齢者のみを対象としたBIS/BAS尺度の研究がないこと、及びBIS/BAS高低の組合せが人間の行動にどのような影響を及ぼすのかという結論は出ていないことをあげている。その上で、BIS/BAS尺度そのものの研究と併せ、発達課題や犯罪からの離脱にとって重要な概念であるソーシャルサポートの受領とBIS/BASの関係について明らかにする必要性を主張した。

最後に、犯罪者に対する刑罰と社会内処遇に関する展望では、再犯防止に欠かせない人間的触れ合いの効果に関する科学的に根拠づけられた研究がないことを問題提起した。そして、ゴットフレッドソンとハーシは、セルフコントロールは幼少期に形成され生涯不変であるとするが、規範に従うことが条件づけの結果であるとするアイゼンクの主張に従うならば、たとえ高齢者であっても、逆方向の条件づけによって犯罪行動を修正できるはずであると述べた。その上で、高齢犯罪者の多くは、生得的な感受性に見合った養育環境や人間関係に恵まれなかったことでセルフコントロールが形成できず、長い人生で常に突き離され、さげすまれ、社会に対して背を向けてきたといえるのではないか。しかし、そのようにして行き着いた更生保護施設において、人生経験豊富なスタッフとの人間的触れ合いを経験することで「自分に注意が向けられている。」、「自分のことを本当に気遣ってくれる人がいる。」と感じ取り、いつのまにか心が満たされていることに気づ

き、自分の姿を見いだすことで行動を変容させ犯罪から離脱することができるという期待を述べた。

### Ⅲ 本論文の評価

本論文の意義及び評価として以下があげられる。

#### 1. 警察実務家によるものであること

著者は、36年余にわたる警視庁警察官としての実務を通し、主に本部の犯罪防止対策部門において犯罪者と直接接触し、社会防衛と犯罪抑止の観点から、犯罪行動の動機・原因を明らかにしようとしてきた。特に、万引きなど軽微な犯罪を繰り返す高齢者については、その動機を「つい、魔が差して」と弁解するなど、認知症や虚偽ではないが自らの行動を説明できないことが多く、入店すると自動的に万引き行動を起こしていると認められた。そのようなことから、人間の行動原理を現在の生活環境のみではなく、幼少期からの人生経験や人間関係についてまでも視野に入れて研究する必要性を感じ、在職中から大学院で研究を始め、定年退職を機に本格的に取り組んだ。もとより、一貫して犯罪理論や心理学を学問的に研究してきた者ではなく、本論文では、唐突に専門外の脳科学まで持ち出しているが、これまでの犯罪理論のすべてを覆すような域には達していない。また、脳科学は未知の部分が多く、BIS/BASを基礎づける理論も仮説段階といってよく、本研究によってもその妥当性は確実ではない。しかし、少なくとも著者の経験則を納得させられる結果であり、今後の犯罪原因研究に一つの波紋を与えうる。

#### 2. 更生保護に資する理論を目指したこと

全国に設置されている更生保護施設103か所のうち、高齢者が在会しており調査協力を承諾してくれた北海道から鹿児島まで1都1道1府10県の更生保護施設20か所を2年間かけて複数回訪問し、100名以上の在会者からアンケートを収集することができたことは特筆すべきである。そこでは、責任者や現場スタッフ、在会者と面談して問題点や心境を聞き取ることもできた。特に、複数の更生保護施設において、SSTや認知行動療法などを取り入れるなど工夫を凝らした人間的触れ合いを実践して効果を挙げていると述べながら、「どうして効果があるのかを知りたい。」という施設職員の意見が聞かれた。確かに、SSTや認知行動療法自体は科学的に根拠づけられている。効果がSSTや認知行動療法だけによるものかどうかは別としても、犯罪行動の発生・増幅、犯罪性向の形成・継続、犯罪性向の変容という個人のライフ・コースにおける更生保護の効果としての研究はなされていない。このことは、著者の仮説を証明することが更生保護の現場の実践を

裏付ける一助となるという意味において研究を続ける原動力にもなった。本研究で構築した更生保護施設関係者との信頼関係を基に、さらなる研究が進むことを期待したい。

### 3. 新たな視点による犯罪原因論の分類と犯罪の再定義に基づく研究であること

高齢者の再犯防止が声高に叫ばれていながら、高齢犯罪者を対象とした心理学あるいは脳神経科学をもとにした研究は見当たらない。本論文では、社会学が犯罪原因論研究の主流である理由及び心理学や最新の脳科学が研究すべき「犯罪とは何か」について検討することを目的として、社会学的犯罪学を痛烈に批判したジェフェリー(Jeffery)やゴッドフレッドソンとハーシ(Gottfredson & Hirschi)並びに脳科学に基づく犯罪行動研究を主導したアイゼンク(Eysenck)やウィクストラム(Wiskström)の主張を通して犯罪行動に関する文献調査を行った。著者は、くしくも社会学的犯罪学の旗頭であったサザランドら(Sutherland & Cressey, 1960)の「犯罪は人間の行動であって、非犯罪的な行動と多くの点で共通のものを持っており、他の人間行動を説明するものに用いられるのと同じの一般的な枠組みの中で説明されなくてはならない」との主張をもとに人間の自然な習性に説明を求めた。人間の自然な習性だからこそ、心理学や脳科学で説明可能だと考えた。最終的に、ゴッドフレッドソンとハーシ(Gottfredson & Hirschi)、アイゼンク(Eysenck)、ウィクストラム(Wiskström)の主張を参考に、犯罪とは、威力や偽計を用いた自己利益を追求する行為あるいは道德規範を破る行為と単純に捉え、遺伝要因と経験した環境の相互作用という学習の結果であると考えざるべきであったとした。そして、心理学と脳科学の融合による学習理論を基に、セルフコントロールは、BIS/BASと幼少期の養育者や生活状況を含む人生経験の相互作用に影響を受けるとした。惜しまれるのは、本研究では、ウィクストラム(Wiskström)の「犯罪習慣のある人が、道德規範を働かせるのは、見慣れない環境にある場合と何らかの原因で習慣的行動が中断された場合の2つである。」という主張を取り入れなかったことである。この理論が証明できれば、軽微な犯罪を繰り返す高齢者の犯罪行動の解明がさらに進んだものと思われる。今後の研究に期待したい。

### 4. セルフコントロールの起源に迫る研究であること

ウィクストラムと Sampson (Wiskström & Sampson, 2006 = 松浦, 2013) は、現在最も支持されている犯罪原因の理論はゴットフレッドソンとハーシによるものであり、自己統制の極めて重要な役割が強調されていると評価するなど、セルフコントロール理論は多くの研究者に支持されている。一方、リリーら(Lilly, et al., 2011 = 影山他, 2013) は、セルフコントロールの起源が明らかにされ

ていないことを指摘している。本研究は、「中枢神経系と自律神経系の異常が、環境、しつけや他の多くの環境要因と反応して、ある種の反社会的行動へ向かう可能性を増加させる」とするアイゼンクやグレイなどの主張をセルフコントロールの起源ととらえた。そして、セルフコントロールは、幼少期に形成され、高齢になっても大きくは変化しないとするアイゼンクの主張に基づき、更生保護施設に在会中の高齢者と高齢になっても地域で就労する高齢者のセルフコントロールの差を研究した。その結果、小学生のころの養育者、生活状況、あるいは学歴、離婚歴、喫煙歴などと中枢神経系と自律神経系の活性化を測定する BIS/BAS 尺度との相互作用が確認された。最近のセルフコントロールに関する研究は、実行機能を測定する「エフォートコントロール」に焦点が当てられているが、これは、まさしく BIS/BAS のような脳の特徴を意識的に制御する機能であり、BIS/BAS とエフォートコントロールとの関係を明らかにするような研究の展開につながる意義を持つ。

#### IV 結論

以上の審査の結果、本論文は、審査委員 3 名の全員一致をもって、国士舘大学における博士（法学・国士舘大学）の学位を受けるに値するものと認められる。

以上